

入学者選抜の方法（特色選抜特別枠・特色選抜）

1. 選抜の基本方針

(1) 【特色選抜特別枠】

選抜項目として定めた学力検査の成績、特色選抜志願書、特色選抜（特別枠）申請書、面接、実技試験の結果、調査書等に基づき総合的に判断する。

ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点 60 点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点 50 点）を成績として取扱うものとする。

【特色選抜】

選抜項目として定めた学力検査の成績、特色選抜志願書、特色選抜（特別枠）申請書、面接、調査書等に基づき総合的に判断する。

ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点 60 点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点 50 点）を成績として取扱うものとする。

- (2) 各学科（リゾート観光科、オフィスビジネス科、ビジネスマルチメディア科、情報システム科）ともに同一の基準で審査する。

2. 選抜の方法

- (1) 「特別枠」の志願者を先に審査する。

なお、「特別枠」で不合格の場合、他の特色選抜志願者に含め審査を行う。

入学者選抜の方法（一般選抜）

1. 選抜の基本方針

- (1) 学科による差を設けず同一基準で審査する。
- (2) 調査書と学力検査の比重は 5 : 5 とし、総合点順とする。
- (3) 志願倍率または総合点の高い学科から審査を行う。
- (4) 判定については、調査書、学力検査点、面接、その他の項目において総合的に行う。